

2021年度 公益財団法人トトロのふるさと基金事業計画

公益財団法人トトロのふるさと基金は、狭山丘陵の土地や文化財をナショナル・トラストの手法により取得する活動をメインの事業としつつ、定款第4条及び第5条に定める以下の事業を推進し、狭山丘陵における自然環境の保護及び整備の推進に寄与する。

1 公益目的事業

1) 土地や文化財の取得事業

新たなトラスト地の取得を目指して情報の収集活動に取り組み、土地等取得検討委員会の意見を踏まえながら、狭山丘陵の里山保全にとって効果的な土地又は文化財を取得する。また、公益財団法人としての税制上のメリットを広く伝えて寄付の拡大を図る。

2) 里山管理事業

狭山丘陵の里山を良好に保全するために、丘陵各地で進められている雑木林の管理や循環型農法などの取り組みとの連携を図りつつ、雑木林や農地の保全管理の取り組みを進める。

ナショナル・トラスト事業によって取得した「トトロの森」の管理方針を検討するとともに、良好な里山としての適切な管理を進める。特に芋窪の森（40・47号地）の管理活動に重点的に取り組む。

トトロの森の管理作業は、ボランティア組織「トトロの森で何かし隊」及び協力団体の活動によって行われているが、拡大したトラスト地の作業需要に対応するために、「何かし隊」の活動の充実を図るほか、新たな協力団体の確保に向けた取り組みを進める。また、トラスト地管理チームが、何かし隊や協力団体の補完的な作業及びチェーンソーを必要とする作業を行う。教育機関やトラスト地の周辺の住民等と連携した管理活動を通じて、トラスト地の周知と有効活用を図る。

ボランティア活動の充実に向けて、何かし隊へのボランティア登録時に説明会を開催し、基金活動への理解を深める。また、安全管理や里山管理技術に関する研修会を開催する。更に、100名を超える規模となった何かし隊メンバーの交流などを目的とした企画を開催する。

また、トトロの森の樹木が大きくなりすぎたことに伴い生じつつある倒木の危険性、隣接する住宅等からの苦情、近年丘陵で拡大しつつあるナラ枯れ被害及び生物生息環境の悪化に対応するため、該当する箇所の樹木については伐採や剪定等の必要な対策を実施する。

そのほか、トラスト地の様々な情報をトトロの森データベースに蓄積し、データの共有と有効活用を進める。

北野の谷戸では、かつての里山の風景を取り戻すべく、引き続き復田した水田での水苗代による育苗、無農薬、無化学肥料、冬期湛水での稲作に取り組む。また、開墾した畠地での無農薬、無化学肥料で畠作を行うほか、里山部会と連携してトトロの森7号地・11号地・16号地・32号地の管理作業に取り組む。稲作や畠作に当たっては、11号地で作った落ち葉堆肥の利用を試みる。

ボランティアグループ「北野の谷戸の芽会」は、メンバー募集広報の拡大や交流イベントの開催などによる組織強化を図り、地元との連携強化のため回覧板による活動の周知などを行う。また、他の部会と協力して生物調査や水質調査などに取り組む。谷戸一帯が所沢市により里山保全地域に指定されたことを受けて、市との適切な役割分担により保全計画の実現を図る。

葛籠入では、湿地保全活動及び、葛籠入湿地水源地の保全計画の立案やアカマツ林再生等に取り組む。

クロスケの家は、基金のあらゆる活動にとって重要な拠点施設である。「クロスケの家マスタートップラン」に基づき、狭山丘陵の自然と文化を広く後世に継承していくための活動の拠点として積極的に活用していく。登録有形文化財（建造物）登録の趣旨を尊重し、文化財価値の適切な保存に努める。

3) 普及啓発事業

基金活動の周知を図り、支援者の獲得と会員サービスの充実を図る。

会報「トトロの森から」を発行し、寄付者・会員向けに適時・適切な情報を提供する。また、組織内の情報共有を目的とした通信として「クロスケの家だより」を発行する。

ホームページを運営し、イベントの紹介と報告、ボランティア活動や狭山丘陵の紹介ページの充実を図る。また、動画やSNS（Facebookなど）を活用した情報発信を行う。

「クロスケの家ガイドツアー」などを実施し、狭山丘陵の自然環境やナショナル・トラスト活動を基軸とした基金活動の周知を図る。会員・寄付の拡大に向けての課題の整理と対策の検討を行う。会費・寄付のオンライン決済の充実を図る。

4) 環境教育事業

クロスケの家を活用した環境教育に取り組み、三ヶ島昔話を開催するほか、七夕や十五夜などの年中行事の再現、懐かしのおやつ作りなどに取り組み、地域の伝統文化や里山文化を学び伝える機会を設ける。

狭山丘陵の動植物、地誌、民俗などを集約した狭山丘陵の自然・歴史に関する資料集作成のためのデータの集積に努める。また、バリアフリープロジェクトに関する行事を実施する。

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、埼玉県と締結した協定書に基づき、指定管理者として施設の目的を達成するよう適切な運営に努める。

5) 調査・情報収集事業

トラスト地の取得に合わせて、トラスト地の生物調査を実施し、管理方針の提言を行う。北野の谷戸及び砂川上流域の生物・環境調査を行う。葛籠入湿地では、螢等の希少な湿生生物が生育しており、それらの保護のための調査を行う。

第一号のトラスト地を取得してから30年目を迎えるが管理方針がその地に合致しているかどうかの確認調査を行う。また、近年各地で報告されているナラ枯れについても調査を実施する。

トラスト地内の希少種のデータの整理と集積を図り、情報の共有化を進める。

これらの調査結果は調査報告書として取りまとめ発表し、成果から導き出される提言は、必要に応じて関係機関に提出する。

狹山丘陵の里山保全にとって有益な他の地域の取り組みとの連携を深めるとともに、開発等の動向に係る情報収集及び関係機関への働きかけを行う。さいたま緑の森博物館保全活用協議会や所沢市みどりの審議会、野山北・六道山公園管理運営協議会に参加するなどにより、狹山丘陵の保全を進めるうえで重要な動向に関する情報収集に努める。

狹山丘陵内で進められようとする様々な開発計画に対しては、自然保護の観点から適切な対策を検討し、必要に応じて具体的な対応策を講ずる。

6) その他必要な事業

30周年記念事業として、シンポジウムを開催し、トラスト地の拡大や基金を取り巻く環境の変化に伴い生じている様々な課題に対処する新たな長期構想を公表し、支援をよびかける。

2 収益事業

基金が実施する公益目的事業をより効果的かつ安定的に推進するために、トトロファンドグッズの物品販売事業を行い、その収益を活用する。クロスケの家やオンラインショップでの販売を基軸にしつつ、トラスト地が所在する自治体に働きかけ販路拡大をすすめていく。既存商品の適正在庫を見極め、在庫商品の販売を優先するため新規商品の開発は見合わせる。引き続きSNSなどの広報媒体を強化しグッズのアピールを強化していく。

2021年度

指定管理業務に係る事業計画

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター
指定管理者：公益財団法人 トロのふるさと基金

1 基本方針

狭山丘陵いきものふれあいの里センター（以下、センター）は、狭山丘陵の自然を通して自然について学習する機会を設け、自然とのふれあいを推進し、自然保護思想の普及を図ることを目的に設置された。この設置目的をふまえ、行政の代行者としての責務を果たすとともに、創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効率的・効果的な施設管理を実践する。

2 管理執行体制

(1) 基本的な考え方

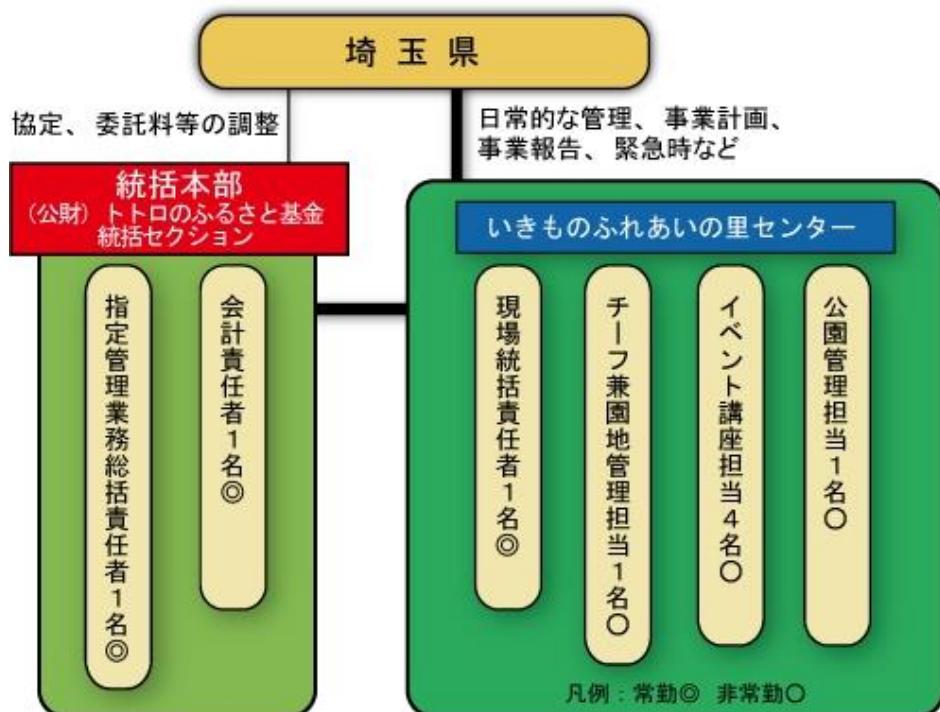
センターを円滑に管理運営するため、指揮命令系統や連絡調整機能を発展、充実を図る。緊急時には埼玉県を始め地元自治体や消防署、警察署と円滑な連絡、連携を図り適切な対応を行う。

(2) 人員配置計画

埼玉県との調整など事務レベルでの本部統括の役割は、公益財団法人トトロのふるさと基金が行い、指定管理業務に関する総括責任者は事務局長が担当する。

當時、3～4人の職員を配置し、土日や祝・祭日などの行事開催が集中する日や行楽シーズンには必要に応じて増員を行い、質の高い利用者サービスや維持管理業務を実現する。必要により、センターボランティアのサポートを得て、十分な職員体制のもとで施設利用者の対応にあたる。

【2021年度 管理執行体制】



3 事業計画

(1)自然観察会等の実施

①イベント計画一覧

| イベント名 | 内 容 | 実施時期 | 回数 |
|-------------------|--|--|-----|
| 【新規】初めての自然観察会 | 小学生と保護者を対象にした入門的な観察会。 | 7月、10月、11月、1月、3月 | 5回 |
| 基礎から学ぶ植物画講座 | 草花を画用紙に再現することで、植物の生態への理解を深める。 | 4月(2回)、5月、6月(2回)、7月、9月、10月(2回)、11月、12月、2月、3月 | 13回 |
| 植物画講座中級編 | 基礎から学ぶ植物講座の中級編。 | 4月(2回)、5月、6月(2回)、7月、9月、10月(2回)、11月、12月、2月、3月 | 13回 |
| 狭山丘陵自然観察会 | 狭山丘陵への理解を深めるために、一部、外部から専門家を招いて観察会を行う。 | 4月、5月、6月、7月、9月、11月、1月、2月、3月 | 9回 |
| 地域公共施設との連携イベント | 地域の図書館や公民館と、展示やイベントを共催して実施する。 | 4月、6月、8月、10月、12月、2月 | 6回 |
| 里山体験講座 | 昔の里山の暮らしや年中行事等の地域の文化・習俗を体験する講座。 | 5月、8月、9月、12月、1月、2月 | 6回 |
| いきふれボランティア募集・養成講座 | ボランティア募集の説明会と養成講座を連続して実施。 | 9月、10月、11月 | 3回 |
| 狭山丘陵出前センター | 文化祭やお祭などに出張して狭山丘陵に関する展示を行う。 | 10月、11月 | 2回 |
| 講演会（仮名） | 狭山丘陵や自然の驚きや楽しみ、仕組みを知り、自然へのかかわり方を考える講演会を行う。 | 12月、1月 | 2回 |
| ガイドウォーク | 申込なしで参加出来る観察会。 | 毎月2回 | 随時 |
| ミニクラフト教室 | ドングリトトロ作りなどを実施。 | 5月GW、7月、8月 | 随時 |
| 環境教育活動の支援 | 小中学校、高校、大学へ環境教育活動への協力や支援を実施。 | 随時 | 随時 |
| 企業との連携イベント | ウォーキングや観察会を実施。 | 随時 | 随時 |
| 狭山丘陵ミニトーク | 団対来訪者へ、パワーポイントや動画を使って解説を行う。 | 随時 | 随時 |

※実施予定 59回(狭山丘陵ミニトーク、ガイドウォーク、企業との連携イベントなどの依頼発生イベントは含まない。

(2)新規または重点項目について

a、初めての自然観察会

小学生とその保護者を対象に、自然観察会の入門編を計画。また、ステップアップ講座、専門編も用意し利用者のニーズに応える。

b、自然観察会

水鳥の楽園などの各管理地を活用し、季節に応じた特色ある自然観察会を計画。野外では容易にソーシャルディスタンスが取れることから、感染症予防対策の観点からも、自然観察会に重点をおいて実施する。

c、講演会

講義室を利用して講座を定期的に開く。狭山丘陵に関する動植物から、歴史など広く扱い、多くの県民に興味を持ってもらえるような講座とする。

d、ウォーキング地図の作成

新たに、全ての管理地を網羅した広域のウォーキング地図を作成し、利用者の利便性の向上に努める。

(3)その他のイベント【継続】

里山体験講座、狭山丘陵出前センター、地域公共施設との連携イベント、基礎から学ぶ植物画講座、植物画講座中級編、ガイドウォーク、ゴールデンウィークスライドショー、環境教育活動の支援、狭山丘陵出前講座、企業との連携イベント、狭山丘陵ミニトークなどを継続して実施する。

(4)館内展示

狭山丘陵をテーマに、季節に合わせ動植物や地質、文化財などを、親しみやすい展示方法で自然や地域に愛着を深めてもらう企画展を実施する。

(5)狭山丘陵の特性をふまえた管理地における生態調査

各管理地の関係機関や地権者との調整に協力し、現地や文献調査、管理の方針案作りなど人的支援やノウハウの提供を行う。

(6)広報活動

①正確でわかりやすい基礎情報の発信

施設パンフレットや公式ホームページの運営、ルール、マナー掲示板、防災チラシなどを提供する。

②マスコミ等への情報提供

地域のローカルテレビ局やミニコミ誌にイベントの情報や施設の情報を提供し周知を図る。また、埼玉県や所沢市とも連携し、「彩の国だより」や所沢市報「広報ところざわ」に情報の提供を行う。

③広報紙「いきふれ通信」の発行

センターの活動紹介やイベント予定、自然情報を掲載した広報紙「いきふれ通信」を年4回発行し、所沢市内すべての小学校や公民館、地区の自治会、県内の関連施設に配布する。

(7)関係団体との協働

①ボランティア団体との協働

センターボランティア「いきふれ会」を始め「堅香子の会」や「ふれ炭会」とイベント活動を協働することで、地域の住民により開かれた親しみやすいボランティア活動の場を提供する。

②他の自然ふれあい施設との連携

情報発信力の強化のため、狭山丘陵の管理運営に関わる関連施設と一体となって行政や関連機関との連携を進める。

(8)運営協議会の運営

地域の有識者等を委員とする運営協議会を年2回程度開催し、センターの管理運営や事業の実施が円滑かつ適正に行われているかを審議するとともに、事業の充実を図るための助言を求める。

(9)施設の維持管理

①保守点検業務

消防設備などの各種法令に基づく必要な保守点検等は、専門業者に業務を委託し、業務実施時には職員が立ち会って確認を行う。必要な項目に関しては報告書を作成し、県及び関係官庁へ報告する。

②防災対策

非常災害時の緊急連絡網や緊急時の対応マニュアルに基づき、消火訓練や地元自治会との情報交換を行い災害や事故の防止に備える。

③園路管理

各スポットの園路等の管理については、センター職員及びボランティア組織の「いきふれの会」が定期的に巡回し、状況を把握するとともに、必要に応じた管理作業等を速やかに実施する。また、台風等の荒天後には、状況確認のため速やかに巡回を実施し、埼玉県及び関係機関へ報告するとともに、障害物の撤去等を行い、常に利用者が安心して利用できるよう適正な環境維持に努める。

(10)その他の自主事業

狭山丘陵の自然の素晴らしさを伝えるための資料、物品の頒布など、施設の利用促進並びに活性化に資する事業を実施する。

(11)施設の利用見込み

利用者数 30, 100人